

届け出方法は①市民税 ②地域ポイントの2種類

誰がどの団体を選んだかは公表しません。団体を選ぶ代わりに、市民活動団体支援基金に積み立てることもできます。

1 納めた市民税1%による届け出 1人3団体まで選べます

個人市民税納税者による支援

団体選択の届け出をした方の平成24年度の個人市民税納税額の1%に相当する分を、市の予算からその団体へ支援金(補助金)として交付します。

届け出は納税通知書及び特別徴収税額の通知書番号で

インターネット

平成24年度または平成25年度の納税通知書番号などが分かる方は、市公式Webサイト、または携帯電話などからでも届け出ができます。



携帯電話などで、右のQRコードを読み込むと届出フォームに移動できます。

郵送

支援したい団体の番号などを本紙15面にある「支援対象団体等選択届出書(郵送用)」に書き、切手を貼らずに7月12日(金)まで(消印有効)に郵送してください。

[自営業の方など] 6月10日以降に郵送される「平成25年度 市民税・県民税 納税通知書」の「普通徴収通知書番号」を記載してください。納税通知書は、「見本1」をご覧ください。

[勤めている方] 6月に勤務先で渡される「平成25年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の「指定番号」と「個人番号」を記載してください。特別徴収税額の通知書は、「見本2」をご覧ください。

[平成24年度の納税通知書番号などが分かる方] 「平成24年度 市民税・県民税 納税通知書」の「普通徴収通知書番号」または「平成24年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の「指定番号」と「個人番号」を記載してください。

窓口

下記20カ所で届け出を受け付けています。窓口にある届出用紙で提出してください。なお、納税通知書などの番号が必要になりますが、本人であることが確認できる証明書などをお持ちいただければ、届け出ができます。

受付窓口	時間など	受付窓口	時間など
1 市役所 納税・債権管理課	月～金曜日 9:00～17:00	11 若宮公民館	開館日の 9:00～17:00 ※6月24日(月) は休館
2 行徳支所 税務課		12 市川公民館	
3 大柏出張所		13 西部公民館	
4 南行徳市民センター		14 市川駅南公民館	
5 市川駅行政サービスセンター	月～金曜日 8:45～20:00	15 曾谷公民館	
6 中央公民館	開館日の 9:00～17:00 ※6月24日(月) は休館	16 行徳公民館	
7 鬼高公民館		17 本行徳公民館	
8 信篤公民館		18 幸公民館	
9 東部公民館		19 南行徳公民館	
10 柏井公民館		20 菅野公民館	

※昨年度に受付窓口のあった大野公民館は、エレベーター設置工事に伴い休館中です。

出前受付

10人以上集まる会合などに市職員が出向き受け付けします。希望日の1週間前までに電話でボランティア・NPO課(☎326-1284)へご連絡ください。届出書は市で用意します。なお、納税通知書などの番号が必要となりますが、本人であることが確認できる証明書などをお持ちいただければ、届け出ができます。

電話

①身体の障害などの理由により、電話で届け出を希望される場合は、市から折り返し電話をして本人確認を行います。
②納税通知書などの番号が分かる方で、手元に届出書がないときは電話でも受け付けます。この場合、確認のため電話で受け付けた内容を記載した届出書を郵送しますので、氏名欄に自署のうえ、7月12日(金)まで(消印有効)に返送してください。

☎326-1284 ボランティア・NPO課

見本1 自宅に郵送される納税通知書

平成25年度 市民税・県民税 納税通知書

272-0021
市川市
八幡3丁目4番1号

市川 ○○様

平成25年 ○月 ○日

市川市長 大久保 博

普通徴収通知書番号
特別徴収指定番号

市川市民税年額①

給与から特別徴収される税額②

年金から特別徴収される税額③

普通徴収税額④①-②-③

納税期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
期前納付額				
充当額				
未払納付額				
納税額				

お手元の通知書の番号を団体選択の届出書に記入します。

見本2 勤務先から渡される特別徴収税額の通知書

平成25年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所 給与収入
得 給与所得
得 その他の所得

主たる給与以外の合算所得区分

所得区分

総所得金額①

課税

総所得②

山林・退職所得

分離短期譲渡

分離長期譲渡

株式等の譲渡

上場株式等の配当

先物取引

税

税額控除額③

所得割額④

均等割額⑤

税額控除額⑥

所得割額⑦

均等割額⑧

特別徴収税額⑨

控除不足額⑩

既充当額⑪

税額控除額⑫

特別徴収すべき額⑬

特別徴収額⑭⑬-⑫

変更前税額⑮

増減額⑯⑭-⑮

変更月

受給者番号 00000

氏名 市川 ○○

指定番号

住所 市川市八幡3丁目4番1号

個人番号

あなたの特別徴収税額を記載のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第32条の4(第32条の4)の規定により通知します。また、この通知書に記載された事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市川市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の異議申立てにかかる決定の取消を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市川市長を被告として(市川市長が被告の代表者となります。)異議申立てをすることができます。なお、自分の取消しの手続きは、前記の異議申立てに対する決定を待たなければなりません。取消しを求めるときは、異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、⑯5分、⑮分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため取消の必要があるとき、⑰その他決定をしないことにつき正当な理由があるときは、決定をしないでも取消の取消しを復讐することができます。

平成25年 ○月 ○日 市川市長 大久保 博

納付月別

納付月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納付額												

問合せ先 平272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 市民税課 電話047(334)1111(代表)

2 地域ポイントによる届け出

地域ポイントを持っている方が対象です。

1ポイントを1円に換算して、団体へ市の予算から支援金(補助金)として交付します。

エコボカード1枚で1団体選べます / eモニターポイントで1人1団体選べます

エコボカード(ポイント)を持っている方

カード1枚で、1団体選べます。満点(100ポイント)に達していなくても届け出できます。カードの裏面にあるハートマークのところに、支援したい団体の番号を記入(基金に積み立てを希望する方は無記入)して、本紙15・16面にある

封筒に入れて、切手を貼らずに7月12日(金)まで(消印有効)に郵送してください。また、カードに氏名・住所などを記入する必要はありません。上記20カ所の届け出窓口でカードを持参して、届出箱に直接入れることもできます。



eモニターポイントを持っている方

1人で1団体を選ぶことができます。詳しい届け出方法は、個別にeメールでお知らせします。